

埼玉県人権教育推進協議会会議録

開催日時	令和8年2月4日(水) 午後2時～午後4時
会場	オンライン (Teams)
(出席委員名) ・林 尚示 ・稲山 貞幸 ・石川 薫 ・上原 美子 ・笠松 直美 ・三村 美延 ・小野 知二 ・宮寄 晋 ・中澤 美奈子 ・荻野裕佳里 ・加藤 英明	
(欠席委員名) ・中根 将行 ・渡辺 大輔 ・相澤 靖子 ・有賀 弘一 ・岩田 泉 ・宮崎 宣男 ・市川 広美	
1 議題 男女共同参画の視点に立った教育の推進について ○ 事務局が資料に基づき説明 【質疑応答】 委員： 男女共同参画という課題は、とても重要な課題だと認識している。二点ほど述べさせていただく。一つは、男性の育休を取得する教員が増えてきたり、あるいは部分休業を取得したり、様々な制度が充実してきたので、夫婦で子育てをするというのが定着してきて、良いことだと思っている。ただ、その一方で、休暇を取得した職員の代替者がなかなか見つからない。結果として産休の後、欠員になる。休暇を取得する職員が、「迷惑をかけてすみません。」と謝って休む状況さえある。これでは男女共同参画を進めていく上で、大きなマイナスとなるではないか。教育委員会として、代替確保など、体制をどうするかについて、引き続き、努力していただきたい。 もう一点、教育実践の課題だが、ジェンダー平等の視点はとても大事で、私自身、包括的性教育ということをととても大事にしてきた。人権としての性、人間関係やジェンダーの問題、文化に関わる問題など、様々な取組の中で、包括的性教育については、国際的な指針などもあるので、そういった視点からきちんと学んでいくことが、男女共同参画やジェンダー平等に関わって大切だと思う。先ほどの実践報告で性教育という言葉があったが、ぜひ、包括的性教育の視点で、より取組を強めていただきたい。県議会のホームページを見たが、12月に男女共同参画議員連盟県議会の皆さんが、埼玉医大の先生をお呼びして、包括的性教育について研修会を開催している。学校現場以上に、包括的性教育という視点が進んでいる感じもするので、ぜひ人権教育課としても、取組に位置づけて頂ければと思う。 事務局： 休職中の働き方の関係で、育休は男性職員の取得が増えてきているが、一方で、休む職員の代替者の配置ができていないとの指摘については、以前からずっと続いている問題であり、人事を担当する部署でも、いろいろ苦労しながら、なんとか確保に努めていると聞いている。いただいた御意見は、担当課にも伝	

え、引き続き、休暇を取得しやすい環境づくりに努めてまいります。

二点目の包括的性教育の関係については、人権としての性、自らのセクシュアリティを自分自身が決定していくという趣旨の内容と認識しているが、学校現場でも取り組んでいる例があり、社会全体の中では、積極的に取り組んでいくべきだという意見があることは承知している。文部科学省では、包括的性教育そのものではないが、生命の安全教育への取組を全国的に進めている。生命の安全教育は、発達段階に応じて、例えば、小学校の低学年だと、自分のプライベートゾーンを他人に見せたり触ったり触らせたりしない、そういったところがどこかということから始まり、自分がされては困る性被害について理解を深めて訴えられるようにしていく、そういった取組を数年前から進めている。本県でも、昨年策定した「埼玉県子ども・若者計画」で、令和11年度までに全ての学校で実施することを目標に進めているところである。子どもたちが性被害に遭わないよう、あるいは遭ってしまった場合には適切に対応できるよう、こうした取組を進めていければと考えている。

委員： 校内研修資料は大変よくできており、短時間で実施できる研修として、とても参考になると思う。先ほど働き方改革の話があったが、研修を実施するにあたっては、短時間でできるというのはとても良い。こういった資料は、作成するとそれで終わりとなってしまいうこともありますが、活用に関する検証を行い、改善策の提案などもまとめているのは良い取組だと思う。研修については、無理なく実施できること、自分事として主体的に参加でき、実際に役立つ内容であることがとても重要である。新しい内容も随時追加し、充実させていっていただけるとありがたい。一点、質問だが、各学校での活用状況が分かれば教えていただきたい。

事務局： 短時間で実施できる研修というのが効果的と考え、今回このような資料を作成した。年1回、1時間とか2時間まとまった時間で研修を実施すると、その時はわかったつもりでも、なかなか定着しないということもあり、15分とか短時間でも年に何回か定期的実施することによって、意識づけができるようになればということを狙ったものである。

各学校での活用状況についてだが、男女共同参画に限らず、その他、様々な資料を作成しても、学校での活用がなかなか進まないというのは大きな課題だと思っている。今回の研修資料は、まだ作成したばかりなので、活用状況の把握までいっていないが、このベースになる校内研修資料については、昨年度の活用状況が、小学校だと10%前後である。少しでも学校で活用しやすい資料を作成し、使ってもらいたいという思いで取り組んでいるので、今後とも、機会あるごとに、資料の活用を働きかけてまいりたい。

委員： 教職員の男女平等教育やヤングケアラーの資料については、たいへん活用できるものであり、私も使わせていただいた。今、お話があったように、こういっ

た資料をどのくらい使っていくのかということ、学校における教職員の縦社会の中では男女平等というところが省かれている部分が多いと思う。その中で、子どもたちの呼名の仕方を改善するという取組もある。ただ、子どもからの意見だと、そのことをきちんと学校で決めているのに、担任の先生は子どもたちをニックネームで呼んだりする。男女平等意識を持つ子どもも多くなってきており、義務教育的なところではとてもよいことと思うが、教員も含めて、やるのであれば徹底する必要性もあると、子どもたちの対応の中で感じている。

もう一点が、家庭・地域における男女平等意識について、人権教育の部分と生涯教育の部分と少し異なるかもしれないが、今、PTA組織がなくなって、家庭教育の部分からの男女平等意識とか、そういったところのつながりが希薄になってきていると思う。学校と家庭と地域という三者について、男女平等の意識付けをするにはPTAも必要だし、学校運営協議会や、先ほどの啓発資料を地域に発信していく何らかのアプローチや、そういった資料を活用できるような位置づけ、発信の仕方というのを、学校を通して、または社会教育を通して働きかけていきたいと思うので、人権教育課のPR、周知の仕方を少し強化していただきたいと思う。

事務局： 学校の中で、先生の子どもたちへの振る舞い方にも気をつけなければいけないと、お聞きして改めて感じた。先生と生徒の接点の中で、先生が自ら鏡となって、子どもたちに対し、男女平等の手本となるような発言や行動をすることが大切である。今回、紹介した校内研修資料にも、自分の発言や行動について、適切でない対応がないかどうかを考えてもらうためのチェックリストなども盛り込んでいる。そういったものも活用して、自らの日々の発言や行動を見直していただきたいと考えている。

二点目のPTAや学校運営協議会の関係については、学校を通じて、PTA活動などの場で、県の取組などを紹介し、活用していただくといったかたちがメインになるので、様々な機会を通じて、保護者や地域の方々の男女共同参画の意識を啓発できるよう取り組んでまいりたい。

委員： 埼玉県教育委員会の取組として、短時間でできる研修会のパワーポイントや表現チェックシートなど、素晴らしい取組だと感じている。外部機関とも連携し、様々な取組を実施していると伺った。その中で、人権感覚育成プログラムにたいへん関心を持ったが、詳細を教えていただきたい。

事務局： 人権感覚育成プログラムは、外部有識者の監修と意見を踏まえ、15年以上前から作成し、活用の推進に取り組んでいる。プログラムの内容は順次更新をしているが、人権感覚そのものを子どもたちに指導で身につけていくのは難しい部分もあり、人権感覚のベースになる部分、例えば、自己尊重の感情や、共生についての意識づけ、コミュニケーション能力の育成など、9つの視点を定め、その視点を身につけられるよう、実際に子どもたちが、手を動かしたり、考え

てもらいながら、人権感覚を身につけていけるプログラムである。今、小学校から高校まで、全部で80ぐらいのプログラムを用意しており、学校で活用していただくことで、子どもたちが人権感覚を身につけられるよう、取り組んでいる。

児童虐待への学校における対応について

○ 事務局が資料に基づき説明

【質疑応答】

委員： SOSカードの活用について、学校以外での問題を親しい先生に助けていただくためのカードであるという認識だが、カードを先生に出すとなると、タイミングが難しい場合も想定できる。カードを書いても、ついつい出せない子どもたちもたくさんいるのではと考え、何かそれ以外の方法があるとよいのではないかと思う。例えばSNSを活用し、いつでも、どこでも、困った時にカードが出せて、すぐ回答できない時はあると思うが、随時、親しい先生に相談ができるような体制づくりがあればさらによいと思う。

アンコンシャス・バイアスに関しては、誰もが無意識の思い込みをしているケースは非常に高いと思う。学校では教育をしっかり行っているが、それ以外の環境では、アンコンシャス・バイアスに関して学ぶ場がないので、無意識の思い込み等で被害を受ける方もたくさんいるのではないかと思う。子どもたちからのSOSを広い意味で拾うことができれば、さらによいのではないかと思い、意見させていただいた。

事務局： SOSカードは最近作成したものであり、今後、活用を図っていく状況である。子どもたちがカードを出すタイミングが難しかったり、書いても出せないのではとの御意見については、そういったこともあるのではと認識している。SOSカードは、虐待による性被害防止を念頭に作成したものであるが、性的虐待となると、特に家庭の中で起こることでもあり、それ以外の身近な人からの性被害においても、子供たちが、それを外に出していくのがまず難しいのではないかということは我々も考えている。そういった中で、少しでもSOSを発信しやすくなるよう、今回SOSカードを作成したが、これが万能の方策なわけではない。教員が子どもたちのサインに気づくのは難しい部分もあると思うが、SOSカードを出すこと以外も含め、子どもたちが発するサインに教員が敏感になり、その後の対応に適切につなげていくことが重要である。今後も、教職員研修等において、教員の子供を見るときを目線、どういったところに気をつけたらいいかなども周知しながら、困っている子どもたちに対応できるよう取り組んでまいりたい。

委員： 教員が子供を丁寧に捉えていく、保護者との信頼関係を築いていくということが非常に大事であり、その上で、何か気になることがあったら、管理職を含め教職員間で情報を共有していくことがとても大切だと思っている。子育ての

難しさゆえに、虐待やそれに近い事例を経験してきたが、その時に担任が一人で抱え込まない、日常的に学校全体で対応できる体制にあるということ、更には、教員がゆとりを持って、子どもをきちんと見ていくことができる条件整備は非常に重要である。

もう一つは、それに関わって、いわゆる働き方改革が推進されていく中で、それ自体、大事なことだと思うが、例えば、多くの学校で夕方5時になると留守電対応になってしまうということもあり、なかなか保護者との関係がつくりづらい。何かあったときにすぐに家庭訪問に行くということも難しい。もっとゆとりを持って、日常的に保護者とつながることのできる環境が大事だと思っている。働き方改革の中で、教育にとって大切なことが見落とされないか危惧している。私が実際に関わった事例の中で、児童相談所に緊急一時保護していただいた後の対応がなかなか進まず、緊急一時保護が2ヶ月半ぐらい続いたことがあった。担当職員が一人で何百件も事例を抱えており、手が回らない事態の中で、なかなか解決できないということなのだが、児童虐待に対応できる体制を県全体として確立していくことが大事だと思っている。

今日の報告を受けて、私自身もまた現場のことを思い出しながら、改めて条件整備はとても大事だと思ったので、関係部署にも働きかけていただきたい。

事務局： 教員が虐待の疑いがある事例に接した時にどう対応していくか、一人で抱え込まないということは、重要なポイントだと思っている。学校がチームとして対応していくことが求められており、管理職のリーダーシップのもと、担任や養護教諭、生徒指導主任、教育相談担当の教員、場合によっては、スクールカウンセラー、学校医など、様々な立場の方々がチームとなって対応していくことが重要だと考えている。この点については、これまでも、研修会等に参加した校長含め、教員に周知してきたところである。大切な視点なので、今後も繰り返し、周知していく必要があると考えている。児童相談所の対応は、福祉部門の話になってしまうので、我々もなかなか直接関わるというところはないが、令和7年4月に新たに朝霞に児童相談所を設置し、県全体では、虐待対応に携わる職員数も増えたところである。委員お話しのとおり、県としては、児童虐待対応の充実には問題認識を持って取り組んでいると受け止めている。虐待対応は、児童学校だけでは対応しきれない部分もあるので、今後も、福祉部門との関係を手厚く組みながら、対応してまいりたい。

委員： 児童虐待対応マニュアルについて、政令市であるさいたま市は、おそらく県に倣って同じような取組をしているが、直接、さいたま市教育委員会の管轄がないので、県のマニュアルがどういったものか教えていただきたい。

事務局： マニュアルでは、県の福祉部と教育委員会との合同での対応や、学校で虐待の情報に接した時の対応の仕方や、どういった体制で、どのように取り組んでいけばよいかなどを示している。その上で、この資料でいう学校独自のマニユ

アルというのは、自分の学校で具体的にそういったことが起きた場合に、学校としてどう動いていくのかを、学校の状況に落とし込んで、あらかじめ対応の方向性について、教員間での共通理解を図っておく性格のものと考えている。統一的なフォーマットを示しているわけではないので、学校によって内容の差異はあると思うが、自分の学校で発生した時に、具体的に誰がどのように対応するか、あるいは、管理職が児童相談所に、どういった場合に通告するのかなどを整理したものと受け止めている。

委員：さいたま市の場合を紹介する。虐待事例の発見は、やはり教員の感覚、観察によることが一番多い。本当に感心するほど教員は子供のことをよく見ている、マスクの後ろに隠れているあざなど、よく見つけたと感心するくらいである。どうしたのと声をかけて、こういうことが分かりました、あるいは、低学年だと、先生、今日こうだったんだよ、今朝こうだったんだよ、昨日こうだったんだよと無邪気にいろいろ話している中で、気づいたことがあれば、じゃあ、ちょっと一緒に保健室行こうとかいいうかたちで連れてきてくれることが多くある。保健室へ行って、ちょっと様子を見て、子供にはその体を調べているということがわからないようなかたちで、元気かなとか言いながらさらっと見たりとか、あるいは子供が暴力を受けたという意識があるようなら、怪我がないか見てみようねと言って、子供の許可を取って、それを写真に撮るなど、記録を取ったりしている。すぐにそのことが管理職に報告され、通告あるいは児童相談所には相談をするかしないか、今後どう対応するかということになるわけだが、さいたま市の場合には、関係連絡協議会みたいなものがあり、学校と警察と児童相談所の三者で警察署管内が主になる。さいたま市はさいたま市で、児童相談所が県とは別にあるので、それぞれの警察署管内の小学校、中学校、私立の学校も入っている。さいたま市の児童相談所は南部と北部に分かれており、関係する児童相談所から協議会に来ていただいて、相談しやすい関係づくりや、あるいは事例を報告しながらの事前相談、こういう相談をしてもいいんだと校長が思えるような話など、情報交換をしている。私も実際に、児童相談所に通告したことがあるが、通告した後の保護者との関係がやはり難しい。だから気軽に通告するものではないというか、通告する前の相談体制や、未然に防ぐことがいかに大事かということを感じている。児童相談所に連絡し、内部で相談をして、調査をしましょうということになると、学校に子供を留め置くことになり、別にそれは、学校が通告したからとは言わなくていいですよとは言っても、どう考えても、この流れだと学校に決まってるでしょうということになる。家庭は家庭で一生懸命なさっているのに、子供の言い分しか聞かないで、こういうことになってしまうのか、通告する前に家庭の意見も聞いてほしかったと言われれば、それはそのとおりであったりもする。虐待の疑いを学校が把握した時点で、それまで、その家庭とどんなやりとりがあったか、学校がどう結びついてたか、その子供の家庭の背景とか、そういうのを学校が日頃からよりアンテナを高くしておかないと、その後の家庭との教育の継続というか、そう

いったところが難しくなっていくこともあるんだなという経験があった。

先ほどの通知文などにもあるように、学校は把握したら速やかに通告することという条文になっているので、担任たちは期待して、校長先生、通告しないんですかと言ってくるが、なかなか、すぐに通告をしようという覚悟を持つことが難しい。管理職としては、まずはこういう段取りでこういう風にしていこうといった迷いもある。

事務局： 我々としても、現場の対応について想像しきれない部分もあるので、貴重なお話をいただいた。保健室での対応なども、子供たちに気づかせないようにしながらとか、いろいろ細かい御配慮をされていると思う。保護者との関係は、最も難しい部分の一つであると思うが、子どもの安全を最優先に考えると、虐待の疑いがあれば、その時点で確証は得られなくても通告するよというものがマニュアル等に示されており、法律でも、そういった趣旨のことが定められている。ただ、そうは言ってもなかなか難しいというのが委員のお話だったと思うが、我々もこうすればいいということを簡単に示せない内容だと思う。委員お話しのとおり、日頃からアンテナを高く張って、家庭との良好な関係を築く、と一言で片付けるのは簡単すぎるかもしれないが、我々としてもそこが大切だと思っている。大勢の生徒がいる中で、一つ一つそういった事情を掴んでおくのは、学校としての負担も大きく難しいと思うが、子どもの安全を最優先に取り組んでいただきたい。

委員： 先ほど SOS カードの話が出ていたが、委員の皆さんも、性的虐待の統計の数字がかなり低いと感じたかと思う。私の肌感だと、もっと大勢の子どもが被害に遭われていると感じる。SOS カードというものがあるというのが非常に大事なことで、その運用に関しては、今後、我々現場の人間が精査していくものだと思っている。これから活用していくにあたり、性的な虐待を表現することが非常に難しいと思うので、先ほど、保健室の話もあったが、身体的なもの、見えやすいものや、母親がこうだった、こんなことがしてもらえなかったなど、そのちょっとした一言が教員に伝えられたら、それを糸口に支援の手が広げられると思っている。やはり表現すること、まず言葉にすること、これを大事にしていきたいと日頃の教育で思っている。困った時に誰に相談しますかという統計を取った時に、教員は、なかなか子どもたちに選ばれにくい。ピアサポートの取組、まずは友達に表現してみよう、それで、その友達から教員につながるかもしれない、そういった蜘蛛の糸のような可能性を我々は拾っていきたいと考えている。

本校としては、虐待を受けた子が、虐待の連鎖を生まないように、生きやすさを持って生きていくいけるよう、尽力していきたいと考えている。

事務局： 性的虐待や性被害を訴えることが難しいというところを改めてお話をいただいた。子供たちが様々なかたちで、少しでも、自分が苦しんでる、悩んでるこ

を周りの大人や友達を通じて訴えられる方法、必ずしも SOS カードを使わなくてもよいが、一つのかたちとして見える手段を子どもたちに示すことで、そういった訴えがしやすくなればと考えている。また、それを友達や教員が聞いた場合には、学校内で共有して対応していく。ただ、性的虐待の場合は、専門的な対応が必要になる部分もあるので、学校で、子どもたちから、根掘り葉掘り聞き取るより、誰から何をされたという必要最低限の情報が入った段階で、速やかに児童相談所等に連絡することが重要だと聞いているので、引き続き、学校がどう対応していくのかというところは示していければと考えている。

委員： 私は、子供の居場所に関する活動を十年やっている。その中で子供情報から見えてくることを学校に伝えても、全く理解いただいていない。虐待、ネグレクトとか性的被害について、学校だけで把握することは非常に難しい。子どものために良かれと思って学校がしたことが、保護者との距離感というか、学校を信頼しなくなってくる。虐待通報においては、学校だけではなく、警察とか行政、医療機関との連携というのがとても大事だと思っている。狭山市で、以前、乳幼児虐待が事件になったことがあり、今年度、小学校の学校運営協議会で子供の生活習慣に関するアンケートを実施した。困った時に誰に相談するかという結果では教員という回答がなく、友達というのが多い。実際に、今困っていること、悩んでいることはなんですかという記述式の質問については、高学年から回答が上がってきていたので、やはりすぐ対応できるということがとても大事だと思う。私も、いろいろな学校に講演に行くことがあるが、人権擁護委員の方へ、子どもたちがメッセージといった手紙を書くカードを置いてある学校もある。ただし、その回答が回ってくるのが一ヶ月、二ヶ月先というのを聞くと、子供への瞬時の対応がなかなかできない。8000 世帯以上の子どもたちがいる地域で、虐待通報を受けパトロールをすることがあるが、学校が開示できる見守り支援というのも学校だけで抱え込むのではなく、日頃の生活の中で見えてくるものがたくさんあるので、関係機関や地域と連携し、守秘義務を守って子供を見ていくということをやらないと対応は難しいと思う。子供の寄り添いに関しては、やはり先生方の力は大きいと思う。ただし、家庭との亀裂が入った場合には、もう先生方を信頼しなくなる、学校を信頼しなくなってしまう。私は、困窮とか一人支援とか、ヤングケアラーなど全部対応しているので、必要な物や食品を持って家庭訪問をしており、その中で見えてくるものを校長先生と連携することで、学校の負担軽減につながると感じている。

また、高校生については、今 SNS 上で居場所を作っているが、高校生でも、親からの虐待、バイトをしろとか、収入がないとか、精神的虐待が多いと思う。昨日も高校と連携して、今朝も警察と対応したが、やはり、そういった事例は学校だけで対応するものではないと思っている。先ほどの話にもあった 5 時で電話対応が終わってしまうと、その後に何か起きても、不平不満というか、学校に連絡がつかないとか、トラブルがあった時に対応できないという声が私の方にも来たりするので、電話対応については、県としても何か考えていただけ

ないかと思う。保護者が教育委員会自体を信用しなくなっているという現状があることも少し鑑みて、検討いただきたい。

児童虐待はもう学校だけの問題ではないし、子どもまんなか社会ということで、関係機関との連携や、その中での組織の立ち上げ、連携する上での守秘義務というのをもう一度検討いただいても良いのかなということで、意見申しあげた。

事務局： 虐待については、学校だけではなかなか対応しきれないので、地域との連携の中で、守秘事務にも留意しながら、必要な情報を共有し対応していくことが大切という御意見と受け止めた。学校だけで対応しきれない部分があるというのは御指摘のとおりだと思う。学校側も、自分たちだけで抱え込まずに個別のケースについて、どこまで外に出せるのかということとはよく検討する必要があると思うが、虐待に関しては子どもの安全確保が最優先なので、ぜひ地域の方々の力も借りながら、より良い対応ができる仕組みがあれば、積極的に進めていくのがよいと思う。我々としても、そういった仕組みを今後も考えてまいりたい。

委員： 学校の長期休業中、一昨年も夏休みに緊急対応したことがあるが、家庭訪問した際に、クーラーをつけてなくて、ご飯も食べてないとか、親がいなくなっちゃってとか、そういった時にどこに連絡したらよいのかという課題もあったので、いろいろなところで複雑になっていくが、やはり、そこは子供のことということで、総合的に考え方を考えていくということも、検討していただきたい。

委員： 生命の安全教育は、文部科学省が全国的に推進しているところであるが、最近、包括的性教育ということで、私たちも地域で活動していると性的な被害者になる子どももいれば、加害者になってしまう子どももいる。生命の安全教育は、どちらかというところ、被害者にならないための教育で、子どもが加害者になってしまうというところまで行き届いていないのかなというのを実感することがある。もし、生命の安全教育だけで足りない部分があるとしたら、やはりそれを補うものを何か考えていく必要がある。包括的性教育は、被害者にも加害者にもさせないという内容なので、そちらを進めていくことも一つの方法かと思う。それ以外の何か良い方法があるとしたら、もしかしたら道徳教育とかになるのかよくわからないが、そういったことも進めていく必要があると思う。

埼玉県の家庭教育アドバイザーとしては、保護者を支援していく。家庭教育というところとちょっと大きな括りだが、もっと目線を落とすと、子育てを支援していくことになると思うので、教育だけでなく、福祉の部分も関わってくることがある。学校の先生を孤立させないことは大事だが、保護者も孤立させない、それが虐待につながらない手段になると思うので、そういったところも周知され、広がっていくとよいと思う。

事務局： 被害者だけでなく、加害者にもならないということも、大事な視点であり、教育振興基本計画の中でも示されている。生命の安全教育に限らず、人権尊重の基盤になる部分なので、他人に傷ついてしまう行為を理解し、思いやる心を身につけさせる取組を今後も推進してまいる。また、保護者を孤立させないことについては、御紹介した保護者向けリーフレットの中でも、限られた紙面であるが、一人で悩み抱え込まないようにということを保護者向けのメッセージとして掲載している。また、困ったときの相談窓口なども紹介しているので、そういった情報を受け取った保護者の方が、自分が困った時に相談するきっかけになればと考えている。

委員： 自分が経験した中での虐待に気づいたきっかけについてだが、私が養護教員だった時に、身長伸びが止まっている子たちの虐待が疑われて通告したことがあり、子どもの発育発達も一つの視点だと思っている。

その他、子供が描く絵について、校内巡視をしている時に、子供が、頭から血を流している女性の絵を描いていて、それ見た時に、先ほどの身長伸びが止まったことと重なり、いろいろ話を聞いていくうちに、虐待を受けていたことが分かり、通告したということがあった。

子どもたちが多くの時間を過ごす学校なので、教員がアンテナを高く感度をアップさせて、子どもたちの理解に努めることも重要だと感じている。

事務局： 虐待の影響により、身長伸びが止まったという端的な例を挙げていただいたが、特に身体的虐待などを受けると、そういったこともあるのではと考えている。また、子供の描く絵という細かなところでも虐待に気づくきっかけがあるということも、改めて気づかされた。子供や保護者の様子で、こういったことがあると、虐待なのかもしれないという項目を示したチェックリストがあるので、そういったものも活用していただき、虐待に気づくきっかけになればと考えている。

委員： 学校現場で感じた部分と、ここ最近、自分自身が思っている部分を二点ほど伝えたい。

一点目に、マニュアルの話があったが、学校現場で自分が少し中堅どころとなってきた感じるのは、若い先生が、すぐに判断をして自分で動くということが難しい状況だと感じている。例えば、虐待が疑われるいじめが起きたときに、管理職の指示に従うことは大事だが、自分にとって何が大事か、どういった意志で動くかということは、なかなか今の若い先生たちには難しいのかなと感じている。教員のアンテナという言葉が何回も出てきているが、子どもたちや、地域や保護者が発しているものを感じると、その感度が非常に弱まっていると思う。それは先生だけではなく、地域社会に対しても、そう感じている。多様性という言葉に隠れて、他者に無関心な世界が非常に広がっていると感じるので、

その構造をしっかり分析して、どういふかたちでそれを現場に下ろすかということは今、自分は、地域にどうやって入っていくかということにチャレンジしながら教育活動をしているが、なかなかうまくいかないところもある。

それに絡めて二点目だが、先ほど、働き方改革の件で、電話の話があったが、ぜひ県にお願いしたいのは、保護者を一人にさせないとか、地域社会をうまく活用するためには、家庭訪問をしっかりやるべきだと思う。コロナ渦を挟んで一気に日本全国で実施しなくなったと思うが、電話対応はもちろんのこと、保護者と学校がある程度連携を取る上で重要なのは、やはり家庭訪問だと常に思う。先ほどの若い先生たちの瞬発力の話だが、何かあった時に家庭訪問に行くという発想すら生まれない先生たちもいるので、まず行きなさい、行って話をしなさいと言うのだが、それがなかなか難しい状況になってきている。働き方が変わってきている部分があるので、保護者が不在で仕事を休まなければいけないとか、いろいろな部分に配慮しなければならないこともわかるが、連携してやっていくという話なので、そこはやはり保護者にお願いをする。家庭訪問をすることで、様々な情報をしっかり把握して、それを子どもたちと一緒に考えていけるようになることがとても大事だと私は先輩たちから教わってきた。ぜひ、その点は、今の話の流れの中で考えていただきたい。

やはり大事なのは、子供の世界観の中に、誰か頼りになる人がいるかということだと思う。頼りになる人として、教員が出てこないという話だが、その地域の隣の家のおじいちゃん、おばあちゃんも出てこない。SNSで顔も知らないネット空間の友達に悩みを話すとか、そういったことが当たり前になってきてしまっている。私たちも、人間を相手にしている仕事なので、コミュニケーションや、人とのつながりをどのようにしてしっかり作れるのかということベースにおいて、こういった事案は考えるべきである。今、そこを見直す分岐点に来ていると思うので、検討というか、こういうことを言っている教員もいるということで今後の取組をお願いしたい。

事務局： 大変重要で、かつ難しい御意見をいただいた。教員の資質や、今の社会の状況など、周囲との関係性が希薄になってきている中で、どう対応すれば、子どもたちの安全を確保できるのかというのは大変難しい課題である。家庭訪問の必要性についても、若い先生が理解してない状況とのことで、これをやればとよいという対応で解決できる問題ではない。今いただいた御意見も片隅に常に置きながら、今後の取組を考えていければと思っている。

委員： 情報提供として、私は、文部科学省主催で、都道府県の指導主事を対象として、オンライン上で、その年の人権教育の方針について説明する機会があり、年に1回、そこで講演をさせていただいている。そういった講演を指導主事個人ではなくて、県全体にこういう意見もあるということ相対化して伝えて、生かせるところは生かして、活用していただければと思っている。

また、文部科学省の「人権教育の指導方法等の在り方について（第三次取り

まとめ)」を見直していこうという気運が高まっており、しばらくすると、現在に合わせたかたちが変わっていくことになる。次の計画改定に係る委員会の座長をしているので、今回、委員の皆様方や事務局から説明いただいた内容を含め、最先端の状況であると認識しているので、活用できるところや、意識しておくべきところは意識して、次の改定につなげていければと思っている。

2 閉会